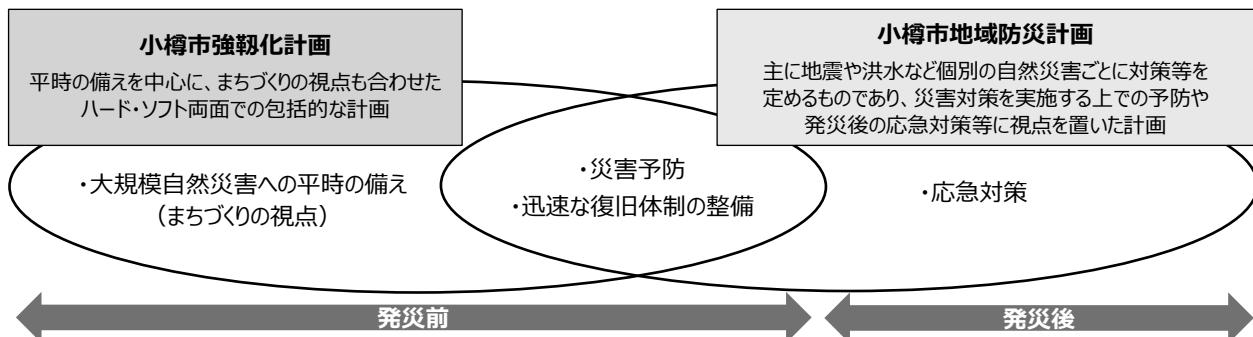


小樽市強靭化計画の策定について

1 小樽市強靭化計画とは

東日本大震災の「『防護』という発想によるインフラ整備中心の防災対策だけでは限界がある」という教訓を踏まえて制定された「国土強靭化基本法」に基づく計画（法は「できる」規定）。



<強靭化計画を策定するメリット>

- ①発災前に施策を進めることで、災害が起こっても被害を小さくできる。
- ②地域の災害対応力の高まりが期待できる。
- ③国土強靭化関係の補助金・交付金事業に対して、自治体が策定した強靭化計画に基づき実施又は取組であることが要件化される見込み→財源確保には、計画策定が必須。

2 小樽市強靭化計画策定の考え方

すでに策定済みの国・道の強靭化計画と調和を図るべき計画であり、将来的に予定される「国土強靭化予算の要件化」に間に合うよう速やかに策定する必要がある（R2.11 完成を目指す）。

<計画に盛り込むべき要素>

- ・想定される最悪の事態（①リスクシナリオ）に対する、脆弱性の評価（②脆弱性評価）が行われ、対応方針（③施策プログラム）が示されていること。
- ・計画に基づき推進する事業を掲載（④推進事業の掲載）すること。

3 策定体制

計画策定に当たっては、企画政策室（主）と災害対策室（副）が事務局となり、副市長と関係部長で構成する「策定会議」において、「アドバイザー」から助言をいただきながら策定する。

